

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 3
【根拠条文】	法第27条の25第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	古河機械金属株式会社 代表取締役 相馬 信義
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号
【報告義務発生日】	平成21年12月 1 日
【提出日】	平成21年12月 1 日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の 1 %以上の増加及び保有目的の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社トウベ
証券コード	4614
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京 大阪

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	古河機械金属株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	大正7年4月15日
代表者氏名	相馬 信義
代表者役職	代表取締役
事業内容	機械工業、非鉄金属製錬業、電子材料工業、化学工業等の事業会社の株式保有によるその会社の事業活動の支配・管理並びに機械工業、燃料販売業、不動産業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	古河機械金属株式会社 法務部法務課 中戸川 稔
電話番号	03(3212)6561

## (2)【保有目的】

提出会社は発行会社の親会社という歴史的経緯があり、また提出会社のグループ会社が発行会社の生産する塗料の原料となる酸化チタン等を供給することから、安定株主として保有している。なお、年金財政の健全化を目的として、発行会社の株式の一部(5,763,000株)を退職給付信託へ拠出している。

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	5,000,332株	5,763,000株	
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 5,000,332株	P 5,763,000株	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		10,763,332株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成21年12月1日現在)	V	31,000,000株
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		34.72%
直前の報告書に記載された株券等保 有割合(%)		22.17%

## (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成21年12月1日	株券(普通株式)	5,000,000株	16.13%	市場外	取得	89円

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は保有する発行会社株式のうち5,763,000株については退職給付信託として設定しておりますが、その契約内容は以下のとおりです。

提出会社(委託者)、古河機械金属株式会社人事総務部長宮川尚久(信託管理人)及びみずほ信託銀行株式会社(受託者)(当事者名は、いずれも締結当時のもの)の間の平成17年3月16日付退職給付信託契約書(その後の変更契約書を含む。)に基づき、提出会社は、当該株券を信託し、受託者はこれを引き受けています。同契約書第14条によれば、提出会社は、信託財産に属する株式の議決権の行使について、受託者所定の方法により、受託者に対し指図を行うことができるものとされています。また、受託者は、上記契約書に基づき提出会社から信託を受けた当該株券を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託しています。

提出会社、受託者及び資産管理サービス信託銀行株式会社間の平成17年3月16日付退職給付信託契約の信託事務に関する三者間協定書(その後の変更契約書を含む。)第2条第6項によれば、提出会社は、信託財産に属する株式の議決権の行使についての指図について、資産管理サービス信託銀行株式会社に対し、資産管理サービス信託銀行株式会社所定の指図書を提出することにより、その指図ができるものとされ、その指図書が資産管理サービス信託銀行株式会社に提出されたときに、受託者に対してその指図が行われたものとする旨定められています。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	992,972
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	992,972

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項なし					

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		